

公益社団法人千葉県サッカー協会 旅費・報酬規程

第1章	総則	(第1条)
第2章	旅費交通費	(第2条)
第3章	宿泊費	(第3条)
第4章	報酬・給料	(第4条～第9条)
第5章	その他	(第10条～第11条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人千葉県サッカー協会（以下「本協会」という）定款第4条に係わる事業に要する旅費（交通費・宿泊費等）・報酬・給料の経費支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 旅費交通費

(旅費交通費)

第2条 本協会が主催、主管する会議、大会、講習会、研修会等の運営及び審判、トレセン、強化、医事等の活動（指導を含む）並びに視察、広報取材（以下「会議等」という）の活動を行った場合には、自宅から会場までの運賃を実費支給することができる。

2 公共交通機関の利用を原則とし、下記の各号を条件とする。

- (1) 金額・時間・距離等を考慮し、最も適切な路線を利用することとし、実費を支給する。
- (2) 新幹線・特急の利用は、個別区間で片道 70km を超える場合は、これを支給することができる。
- (3) 公共交通機関が無い会場もしくは、運行終了後に事業が終了する場合等又は運行前に会場へ到着していなければならない場合は、最寄駅からタクシー利用を認め、実費支給とする。
- (4) 必要な場合、航空機・船舶等を利用することができるものとし、実費支給とする。

3 自家用車利用の場合は、下記の各号を条件とする。

- (1) 自宅から会場までの走行距離（最短距離）を確認し、1kmあたり30円で算出する。ただし、1km未満の端数は、切り捨てる。
- (2) 諸事情により、有料道路を利用した場合は、必ず領収書（ETC 利用明細書）を証拠書類として本協会に提出すること。
- (3) ガソリン代・保険料等の諸費用は、個人負担とする。

4 上記1項から4項の旅費交通費を支払う場合は、「会議・講師等 交通費明細受領書」（書式支-1号）を作成すること。

第3章 宿泊費

(宿泊費)

第3条 宿泊を認める場合は、下記の各号を条件とする。

- (1) 業務開始時間が午前7時以前となる場合（前泊）
 - (2) 業務終了時間が午後10時以降となる場合（後泊）
 - (3) 宿泊施設の領収書・内訳書が無いものは支給できない。
- 2 国体選抜・トレセン・審判員研修等の合宿を除く場合は、宿泊費のみの支給とし、食費は宿泊費に含まれる場合は、支給できるものとする。
- 3 宿泊費は、1泊10,000円（消費税抜）を上限とし、実費支給することができる。

第4章 報酬・給料

(報酬)

第4条 報酬とは、下記2項の報酬のことを指し、下記3項の金額を上限とする。

本協会は、1/1～12/31の支払合計額を基に「報酬等の支払調書」を作成し、各個人に発行する。（受給された方は、原則確定申告が必要となります）

- 2 本協会が主催、主管する会議、指導者養成事業、トレーニングセンター事業、審判関連事業における報酬（謝金・手当）、大会開催事業については、開催部門（または各委員会）が支払うものとする。
- 3 各報酬の上限額（上限額の範囲内で、各種委員会予算・各種大会規模を考慮して決定する。）

事業・活動		活動単位	報酬金額（上限額）			必須提出資料
			報酬額	所得税額	手渡し額	
各種会議			2,227円	227円	2,000円	議事録・会議録
講師	公認A・B級選考会 公認C級コーチ養成講習会 公認D級コーチ養成講習会	半日ごと (4時間未満)	5,568円	568円	5,000円	講習会内容等の書類提出は、任意
	公認キッズリーダー養成講習会 リフレッシュ研修会 審判 新規・更新・各種講習会	1日ごと (4時間以上)	11,137円	1,137円	10,000円	
役員	各種大会スタッフ（戦評作成を含む） 各種講習会・研修会スタッフ	半日ごと (4時間未満)	3,341円	341円	3,000円	視察・巡回はレポートを提出
	マッチコミッショナー アナウンサー	1日ごと (4時間以上)	5,568円	568円	5,000円	
指導員	トレーニングセンター・スタッフ	半日	2,227円	227円	2,000円	内容の提出は、任意
		1日	3,341円	341円	3,000円	
その他	事務報酬（自宅等で作業するもの） ※日ごとに支払う場合は、月総額10,023円を超えないこと、年総額120,276円を超えないこと。	1日ごと	3,341円	341円	3,000円	作業日報
		1月ごと	10,023円	1,023円	9,000円	執筆作成原稿
		年総額	120,276円	12,276円	108,000円	等

- 4 外部講師の報酬については、開催事前に事務局と相談することとする。
- 5 上記 3 項及び 4 項の報酬を支払う場合は、「報酬明細書」（書式 支 - 2 号 - ①）を作成すること。
- 6 活動に移動が伴う事業は、第 2 条 旅費交通費を支払うことができる。ただし、旅費交通費は、同一会場で 1 日に複数の活動を行っても、1 活動分の支払いとする。（重複支払いはしない）なお、報酬と旅費交通費を支払う場合は、「報酬明細書」と「会議・講師等交通費受領書」の 2 通を作成しなければならない。
- 7 本協会の社員総会及び理事会については、会議報酬は支給しないものとする。

（審判員報酬）

第5条 各種大会に派遣される審判員への報酬は、下記 2 項の金額を上限とする。

- 2 審判員報酬の上限額（上限額の範囲内で、各種委員会予算・各種大会規模を考慮して審判委員会と相談し決定する。）

		手渡し金額				源泉所得税
1 試合のゲーム時間		40分	60分	70分	80分以上	下記第 6 条の金額 別明細を参照
サッカー審判	主審	2,000 円	3,000 円	4,000 円	5,000 円	
	副審	1,000 円	2,000 円	2,000 円	3,000 円	
	第 4 審	500 円	1,000 円	1,000 円	2,000 円	
1 試合のゲーム時間			30 分以下	30 分以上	40 分以上	
フットサル審判	主審・第 2		2,000 円	3,000 円	4,000 円	
	第 3・タイムキーパー		1,000 円	1,500 円	2,000 円	

- 3 上記 2 項の報酬を支払う場合は、「報酬明細書」（書式 支 - 2 号 - ①）を作成する。
- 4 活動に移動が伴う事業は、第 2 条 旅費交通費を支払うことができる。ただし、旅費交通費は、同一会場で 1 日に複数の活動を行っても、1 活動分の支払いとする。（重複支払いはしない）なお、報酬と旅費交通費を支払う場合は、「報酬明細書」と「会議・講師等交通費受領書」の 2 通を作成しなければならない。

（報酬の金額別明細）

第6条 報酬は、下記の表の金額を基に支給する。

報酬金額	所得税	手渡し額	報酬金額	所得税	手渡し額	報酬金額	所得税	手渡し額
334 円	34 円	300 円	3,341 円	341 円	3,000 円	7,795 円	795 円	7,000 円
556 円	56 円	500 円	4,454 円	454 円	4,000 円	8,909 円	909 円	8,000 円
1,113 円	113 円	1,000 円	5,568 円	568 円	5,000 円	10,023 円	1,023 円	9,000 円
2,227 円	227 円	2,000 円	6,682 円	682 円	6,000 円	11,137 円	1,137 円	10,000 円

※源泉所得税は、復興特別所得税率（10.21%）で算出しています。

※振込の場合、振込手数料は、受給者負担と致します。

※表記にない金額の場合は、表記金額の組み合わせによって計算します。

例：支給額 ¥1,500 の場合、 $(556 - 56) + (1,113 - 113) = 1,500$

(交通費相当額)

第7条 報酬の代わりに交通費相当額(上限2,000円)を支払うことができる。交通費相当額を支払う場合は、「交通費相当額明細受領書」(書式 支-2号-②)を作成する。

2 交通費相当額(第7条第1項)にするか、実費交通費(第2条)にするかは、受給者が選択できるものとする。

3 本協会の社員総会及び理事会については、実費交通費(第2条第2項)のみを支給するものとする。

(給料)

第8条 国民体育大会(関東予選を含む)、トレーニングセンター活動及び本協会の事業活動に帯同されたドクター・トレーナー(個人)に支給される給料基準は、下記に定めるものとする。ただし、旅費交通費は、第2条の規定で別途実費支給できるものとする。

本協会は、1/1~12/31の支払合計額を基に「給与所得の源泉徴収票」を作成し、各個人に発行する。(受給された方は、原則確定申告が必要となります)

2 ドクター・トレーナー(個人)支給明細

	ドクター			トレーナー		
	給料	源泉所得税	差引支給額	給料	源泉所得税	差引支給額
半日(4時間未満)	5,340円	340円	5,000円	5,340円	340円	5,000円
1日(4時間以上)	12,450円	2,450円	10,000円	9,660円	1,660円	8,000円
1日(宿泊を伴う)	32,670円	12,670円	20,000円	12,450円	2,450円	10,000円

※給与所得の源泉徴収税額表・日額表・乙欄を採用。

3 本協会が主催、主管する各種大会へドクター(個人)を派遣した場合に支給される給料基準は、大会規定等によるものとする。

ドクター(個人)	給料	源泉所得税	差引支給額
参考	44,923円	17,923円	27,000円
	50,474円	20,474円	30,000円

給与所得の源泉徴収税額表・日額表・乙欄を採用。

4 ドクター・トレーナーを雇用する法人に派遣費用を支払う場合は、上記第8条2項及び3項の差引支給額に消費税を加算して支払うものとする。

5 ドクター・トレーナー(個人)に給与を支払う場合は、「ドクター・トレーナー給与支給明細書」(書式 支-3号)を作成し、別途実費交通費を支払う場合は、第2条の規定に従い「会議・講師等交通費受領書」を作成しなければならない。

(その他の謝金)

第9条 本協会が主催、主管する大会等において借用する会場の費用は、学校等公共施設または民間施設へ直接支払った場合は、賃借料として費用計上されるが、会場の責任者個人に支払った場合は、第4条(報酬)の規定に従うものとする。

- 2 運営補助（ボールパーソン等原則 25 名以上）として派遣依頼した団体に支払う謝金は、外注費として派遣依頼した団体へ支払う。

第 5 章 その他

（規程運用上の注意）

第10条 本規定を運用するにあたり、次の事項を厳守すること。

- 2 本規定に基づく支給については、所定の書式（領収書式）を使用すること。
- 3 支給について、必須提出資料があるものは、必ず所定書式と一緒に提出すること。
- 4 各委員会・大会等の運営予算上、本規定の適用が困難な場合は、関係者等の合意があれば、特例として、基準額（上限額）以内で引き下げを認める。
- 5 本規定の上限額を超えて支給された場合は、当該委員会又は当該個人に超過分返済を求めることができる。

（実費弁償）

第11条 本規定に該当しない事由により費用が発生した場合は、会長と専務理事で協議し、実費を弁償することができる。

- 2 実費弁償は、領収書、実績報告書等の実費を証明する書類を各委員長経由で本協会事務局に提出し、専務理事の承認を得て行われるものとする。

附 則

- (1) 本規定は、公益社団法人 千葉県サッカー協会の第 3 回理事会（平成 27 年 9 月 11 日）において承認されたものである。
- (2) 本規定は、平成 28 年 1 月 1 日より施行する。